

平成30年 第8回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成30年8月3日(金)午後1時43分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 議案事項		
	<p>議案第1号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">1 農地法第3条の3の規定による届</p> <p style="padding-left: 20px;">2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届</p> <p style="padding-left: 20px;">3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号</p> <p style="padding-left: 20px;">開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について</p> <p>報告第2号</p> <p style="padding-left: 20px;">証明願に対する証明事項の報告について</p>		
	日程第3 その他		
出席委員	7名	番号は議席番号	
	1番 齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵	
	3番 園田 喜久男	4番 恒松 直之	
	5番 星野 賢一	6番 久保 賢一	
	7番 浜川 和久		
出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 木元 佳子		
	午後1時43分 開会		
局 長	<p>それでは、只今より平成30年第8回別府市農業委員会総会を開会いたします</p> <p>本日の総会の出席委員数は7名で、委員定数7名に対し過半数を超えています</p>		

すので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここで、お願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思います。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長、お願いいたします。

議長 それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでありますので、1 番齊藤委員、3 番園田委員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第 1 号農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」が 2 件、「農地法第 4 条第 1 項台 7 号の規定による農地転用届」5 件、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」が 4 件、報告第 1 号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」が 4 件、最後に、報告第 2 号「証明願に対する証明事項の報告について」、それから、その他となっております。

それでは、議案第 1 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてのうち、1 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届」、2 の「農地法第 4 条第 1 項台 7 号の規定による農地転用届」、3 の「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」について、事務局より一括説明をお願いします。

事務局

座って説明させていただきます。

議案第1号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。

1 農地法第3条の3の規定による届です。

番号1番 申請人 別府市石垣東九丁目 番 号 、土地の区分は、市街化区域

届出の土地、石垣東九丁目 番 田(畑) m^2 外1筆、合計 m^2
場所は石垣東9丁目 番、 の西側になります。

権利の取得日は平成30年6月20日、事由は相続により所有権を取得しました。あっせん希望がございます。

届出の日は、平成30年6月29日です。

番号2番 申請人 宇佐市大字上庄 番地 、土地の区分は、市街化区域

届出の土地、朝見三丁目 番 田(荒地) m^2 外 筆、合計 m^2
場所は朝見3丁目 組と 組に点在しています。

権利の取得日は平成30年6月27日、事由は相続により所有権を取得しました。あっせん希望がございます。

届出の日は、平成30年7月12日です。

続きまして、2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。

番号1番 申請人 別府市大字鶴見 番地 、職業 無職
土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字馬場 番 田(宅地) m^2
場所は通称、馬場 組、 から南へ m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成30年6月21日です。

番号 2 番 申請人 別府市石垣西 10 丁目 番 号 、職業 自営業
土地の区分は、市街化区域

申請の土地は大字北石垣字本林 番 田 (雑種地) m^2 田 (宅地) m^2
施設の概要は、桜ヶ丘 組、 から南西へ m 付近です。施設の概要は共
同住宅新築用地の一部として軽量鉄骨造 3 階建 m^2 、
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 30 年 6 月 27 日です。

番号 3 番 申請人 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南一丁目 番 号 持分 6
分の 2 外 4 名、職業 無職

土地の区分は、市街化区域
申請の土地は、石垣西五丁目 番 田 (宅地) m^2
場所は、石垣西 5 丁目 番、 の西側です。
施設の概要は、自己住宅用地として木造 2 階建 m^2 、
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 30 年 6 月 29 日です。

番号 4 番 申請人 別府市石垣東 9 丁目 番 号 、職業 無職
土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、石垣西七丁目 番 田 (雑種地) m^2
場所は、石垣西 7 丁目 番、 の北側です
施設の概要は、駐車場用地としてアスファルト敷き m^2 、
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 30 年 7 月 4 日です。

番号 5 番 申請人 別府市古市町 番 号 、職業 無職
土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、古市町 番 畑 (宅地) m^2 外 1 筆 田 (雑種地) m^2
場所は、古市 番 号、 から北西へ m 付近です。
施設の概要は、自己住宅用地として木造 2 階建 m^2 、
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 30 年 7 月 9 日です。

3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届です。

番号1番

譲渡人 速見郡日出町大字豊岡 番地 、職業 主婦

譲受人 別府市石垣西一丁目 番号 、職業 不動産業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字荒巻 番 田(荒地) m^2

場所は馬場 組、 から南へ m付近です。

施設の概要は、宅地分譲用地として 区画 m^2 、転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成30年6月25日です。

番号2番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 、職業 公務員

譲受人 福岡県福岡市中央区薬院一丁目 番 、職業 不動産業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、照波園町 番 田(雑種地) m^2

場所は、照波園町 組、 から南東へ m付近です。

施設の概要は、私道用地として、クラッシュラン敷き $14 m^2$ 、転用の時期は届
出受理後、

専決年月日は、平成30年7月9日です。

番号3番

譲渡人 別府市大字内竈 番地 、職業 無職

譲受人 別府市大字内竈 番地 、職業 無職

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字内竈字上別府 番 田(田) m^2

場所は、内竈 組、 の南東です。

施設の概要は、駐車場用地としてアスファルト敷き m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年7月19日です。

	<p>番号 4 番</p> <p>譲渡人 大分市大字中判田 番地 、職業 無職</p> <p>譲受人 別府市大字鶴見 番地 、職業 大学職員</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>届出の土地は、大字鶴見字五反 番 畑（宅地） m²</p> <p>場所は、鶴見町 組、 から北西へ m付近です。</p> <p>施設の概要は、自己住宅用地の一部として木造 2 階建て m²</p> <p>転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 7 月 19 日です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。</p> <p>次に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告第 1 号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について</p> <p>番号 1 番</p> <p>申請者の住所・氏名 福岡県福岡市博多区大博町 番 号</p> <p>開発区域 上田の湯町 番 外 3 筆 合計 m²</p> <p>場所は田の湯町 番 号、 から東へ m付近です。</p> <p>都市計画区域は市街化区域 第二種住居地域</p> <p>開発目的 集合住宅</p> <p>事務局の所見 申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。</p> <p>また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>番号 2 番</p> <p>申請者の住所 大分市明野高尾 3 丁目</p> <p>開発区域 大字南立石字鳥ノ湯 番 外 4 筆 合計 m²</p> <p>場所は小倉 組、 から南へ m付近です。</p> <p>都市計画区域は市街化区域</p>

開発目的 集合住宅として

事務局の所見 申請地は農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任をもって対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号 3 番

申請者の住所 大分市明野高尾 3 丁目

開発区域 大字南立石字鳥ノ湯 番 m^2

場所は南立石板地 組、 の西側です。

都市計画区域は市街化区域

開発目的 資材置場として

事務局の所見 申請地は農地のため、開発範囲に該当であれば開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任をもって対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号 4 番

申請者の住所 玖珠郡九重町大字町田 番地

開発区域 大字鉄輪字井手添 番 m^2

場所は野田 組、 から北西へ m 付近です。

都市計画区域は市街化区域

開発目的 として

事務局の所見 申請の農地については、平成 29 年 4 月 21 日、 のためのボーリング試掘調査用地として農地一時転用の届出が受理されています。

を設置するには、 設置用地として、再度、農地転用の届出が必要となります。

また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任をもって対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を

	<p>得てください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。</p> <p>最後に、報告第2号「証明願に対する証明事項の報告について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告第2号「証明願に対する証明事項の報告について」</p> <p>平成30年1月1日から平成30年7月31日までの7ヶ月分の報告です。</p> <p>非農地証が3件、耕作証明が1件、納税猶予として引き続き農業経営を行っている旨の証明が1件、全部で5件の証明事務を行いました。</p> <p>次のページはその内訳でございます。</p> <p>非農地証明が田 1,581 m²、その他 495 m²、計 2,076 m²</p> <p>耕作証明が畑 9,310 m²、</p> <p>納税猶予証明が田 9,748 m²、畑 5,839 m²、計 15,587 m²、合計 26,973 m²</p> <p>以上です</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。</p> <p>次に、その他ですが、一時転用の復旧届状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>遡るのですが、平成27年1月に大字鶴見字八川 番の田 m²のうち m²を として、一時転用5条の届出がありました。</p> <p>終了予定月日を平成27年4月30日とし、借受人は、大字鶴見 番地 氏、貸付人は、大字鶴見 番地 氏で、7月13日付で 氏 より復旧届を受理いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、今後このようなことのないよう、十分注意し、事務処理を行なうよう申し付けておきます。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p>
会 長	<p>ほかにないようでありますので、これにて散会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

